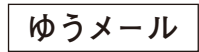




料金後納



ゆうメール

社 会 保 険 協 会 だ よ り

おかやま

Vol. **31**

令和2年8月

<https://www.okayamashakaihokenkyokai.or.jp/>

S H A K A I H O K E N K Y O K A I

差出人・返還先：佐川急便(株) 〒702-8011 岡山市南区郡3006番地 2-4

- 協会けんぽ岡山支部からのお知らせ
- 日本年金機構からのお知らせ
- スッキリわかる社会保険制度説明会
- ウォーキング&ボウリング大会開催のご案内
- 第31回 社会保険 ボウリング岡山県大会

協会けんぽ岡山支部からのお知らせ

社会保険に関するお手続きで **困った!** ときは



スマホで



パソコンで

協会けんぽホームページ内の

「健康保険ガイド」

をご活用ください!

たとえばこんな「困った!」に



申請方法がわからない!

給付を受けられる条件は?

申請書が欲しいんだけど...

すべて
「健康保険ガイド」が
解決します!



健康保険ガイド 協会けんぽ

検索

または



から!

一人ひとりのご協力が、健康保険料率を引き下げる!

インセンティブ制度

皆さまの取り組みが、
未来の健康保険料率の
引き下げにつながります。

要治療者は
医療機関を
受診する

毎年
健診を
受診する

皆さまに
取り組んで
いただきたい
5つのこと

ジェネリック
医薬品を
使用する

特定保健指導を
受ける

健診結果に
応じて
生活習慣を
改善する

まずは身近なお薬から/
「ジェネリック医薬品希望シール」
の配布にご協力ください!



お薬帳

ご協力いただける事業所様は、協会けんぽ岡山支部
ホームページに掲載の「ジェネリック医薬品希望シール
申込用紙」でFAXにてご依頼いただくか、下記
のお問い合わせ先にお電話ください。

インセンティブ制度の詳細については、岡山支部ホームページをご覧ください。

このページに関する
お問い合わせ先



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506
岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 8階
TEL 086-803-5781 TEL 086-803-5750

日本年金機構からのお知らせ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です。

●対象となる方

次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- ②著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- ③本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

●対象となる保険料

令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。

※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

お問い合わせ先

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください。

電話 0570-007-123 (ナビダイヤル)
03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)
受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

●対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること(収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。)
- ②厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

●対象となる厚生年金保険料等

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等(令和2年1月分から令和2年12月分まで)が対象となります。(申請期限は、対象となる厚生年金保険料等の指定期限となります。)

お問い合わせ先

申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

〈厚生年金保険料納付猶予相談窓口〉

電話 0570-666-228 (ナビダイヤル)
※050で始まる電話ではご利用いただけません。一般電話もしくは携帯電話にておかけください。
受付時間 月～金曜日(土・日・祝日は除く)：午前8時30分～午後5時15分

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>



日本年金機構
Japan Pension Service

スッキリわかる社会保険制度説明会を開催します

詳しくは、同封の申込書チラシをご覧くださいのうえ、FAXでお申し込みください。

～初任者編を再計画して開催します～

5月、6月の説明会(初任者編)を、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しましたが、規模を縮小して11月に開催します。申込受付期間は8月24日(月)から9月4日(金)までで、申込者多数の場合は募集定員までの先着順とします。

～シリーズ説明会(基礎編)(会員限定)を開催します～

第5回シリーズ説明会を開催します。ただし、受講対象者は会員(会費納付)事業所の方に限らせていただきます。申込受付期間は8月24日(月)から8月28日(金)までで、申込者多数の場合は募集定員までの先着順とします。

注)申込チラシは両面印刷となっており、初任者編申込書とシリーズ申込書がそれぞれ印刷されています。FAX送信の際は間違えの無いようご注意ください。
なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、参加者の皆様にはマスク着用のご協力をお願いします。

支部ボウリング大会&ウォーキング大会のお知らせ

各支部・地区では、被保険者と被扶養者の健康づくりの増進と親睦を図るため以下の大会を開催します。詳細・お申し込み方法については同封の折り込みチラシをご覧ください。

支部名	種類	日時	地区	場所
岡山東	ボウリング	令和2年8月23日 令和2年10月18日 令和2年11月15日 令和2年11月1日	(旭東地区) 中止 (旭西地区) (西大寺・瀬戸内地区) (東備地区)	フェアレーン フェアレーン コーシンボウル コーシンボウル
	ウォーキング	令和2年10月18日		米子彫刻ロードと下町
岡山西	ボウリング	令和2年10月18日	(岡山西支部)	サンフラワーボウル
	ウォーキング	令和2年10月25日	(倉敷東支部と合同)	こんびらさん
倉敷東	ボウリング	令和2年12月6日	(倉敷東支部)	サンフラワーボウル
	ウォーキング	令和2年10月25日	(岡山西支部と合同)	こんびらさん
倉敷西	ボウリング	令和2年11月29日	(倉敷西支部)	サンフラワーボウル
津山	ボウリング	令和2年10月18日	(津山地区)	ユーズボウル津山
		令和2年10月9日	(勝英地区)	ゆのごうボウル
		令和2年9月25日	(真庭北区)	ボウルまにわ
高梁	ボウリング	令和2年9月27日 令和2年9月13日	(高梁地区) (新見地区)	サンフラワーボウル ボウルまにわ
	ウォーキング	令和2年10月4日		倉吉レトロな町並み

社会保険

第31回 ボウリング岡山県大会

上記予選を勝ち抜いたチームにより、岡山県大会を開催します。支部(地区)大会にふるってご参加ください。

とき 令和3年1月31日(日)10:00スタート

ところ サンフラワーボウル
(倉敷市松島1177)

主催 一般財団法人 岡山県社会保険協会

1 参加資格

①適用事業所ごとに編成されたチームで1事業所2チームまでとし、1チームで3名をもって編成、45歳以上の選手、または女子選手1名を含めるものとする。(各支部予選を勝ち抜いたチームであること。)
②参加選手は、県大会開催の前日まで、引き続き2ヶ月以上健康保険の被保険者であり、大会当日も被保険者であること。

2 競技方法

①選手1名3ゲームとし、合計9ゲームトータルピンで団体戦の順位を決定する。
②個人賞は個人のトータルピンにより決定する。
③女子選手については、1ゲーム15ピンのハンディをあたえるものとする。
④投球はヨーロッパ方式とし、トータルピンが同一の場合はJBCルールを適用し、その他は正規ルールによる。

3 表彰

団体・個人共に第5位までとする。

すべての事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、予定が大幅に変更になる、もしくは中止となる場合がありますのでご了承ください。

事業を実施する全ての費用は、年1回、事業主の皆様よりご協力をいただいております社会保険協会費が唯一の財源です。

一般財団法人 岡山県社会保険協会

〒700-0032 岡山市北区昭和町12-15 ☎(086) 253-8170(代) FAX(086) 253-8190

ホームページはこちら <https://www.okayamashakaihokenkyokai.or.jp/>

岡山県社会保険協会

検索